

改正

平成28年2月1日訓令第3号

平成30年3月31日訓令第9号

田村市地域創生総合戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 田村市地域創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定とその推進にあたり、産官学金労言の連携の下、それぞれの見地から、子育て世代の希望の実現に向けた地域の活性化に資する意見を聴取するため、田村市地域創生総合戦略会議（以下「会議」とする。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田村市人口ビジョン策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定に関すること。
- (3) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び効果の検証に関すること。
- (4) その他本市の地域活性化に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる各機関、団体等から推薦のあった者のうちから市長が委嘱し構成する。

- 2 会議に座長を置き、市長が指名する。
- 3 座長は、会議を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し、座長が会議を進行する。

- 2 座長は、会議において必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 会議の庶務は、田村市総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月1日訓令第3号)

この訓令は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

田村市地域創生総合戦略会議 委員

分野			機関・団体等
1	産	農	福島さくら農業協同組合
2	産	林	田村森林組合、ふくしま中央森林組合
3	産	商工	田村市商工会広域連携協議会 (商工)
4	産	観光	田村市観光協会広域連携協議会
5	官	県	福島県中地方振興局
6	学	教育	田村市小・中学校長会
7	学	教育	国立大学法人 福島大学
8	学	教育	福島県立船引高等学校
9	学	教育	学校法人 若草学園
10	金	金融	東邦銀行、大東銀行、福島銀行、郡山信用金庫、福島県商工信用組合、福島さくら農業協同組合
11	労	労働	田村地区連合
12	労	子育て	田村市民生児童委員連絡協議会
13	労	子育て	田村市PTA連合会 (小学校代表)
14	労	子育て	田村市PTA連合会 (中学校代表)
15	言	報道機関	福島民報田村支局、福島民友新聞社田村支局